

㊦ 国旗・市旗・校旗

秋の澄みきった青空を眺めていると、ふとよみがえってくるメロディーがあります。この軽快なメロディーには、次のような歌詞がついていました。

「あれは ぼくらの学校の しるしと仰ぐ校章よ
みんなで 守って行く しるし」

これは、昭和 33 年初めて勤務した小学校の運動会で 3・4 年生が踊った遊戯の音楽「校章マーチ」の曲なのです。私の目には、右手に日の丸、左手に校章の旗を手にし、村中の人が集まった前で元気に踊った子どもたち 117 人の姿と秋空にへんぼんとひるがえる国旗と校旗が目に見えびます。みんなが集まる行事には、こうした旗がつきものです。その団体統合のシンボルなのです。

最後に勤務した生駒小学校の校庭には 3 本のポールがありました。入学式、卒業式といった儀式の日、運動会などの体育行事の日には、ここに国旗・市旗・校旗を掲揚します。日の丸、「生」の字をデザインした生駒市旗、学ぶことを象徴するペンと未来にはばたく翼を取り入れた生駒小学校校旗が並んだ様子はとてもきれいでした。

この係になった先生の質問は「校長先生、国旗が真ん中は分かるんですが、市旗と校旗はどちらが左でしたか」ということでした。

旗の掲揚についてはルールがあります。向かって左が上位の旗というルールです。ですから国旗と市旗の 2 本を掲揚する場合には向かって左に国旗、右側に市旗ということになります。国旗・市旗・校旗の 3 本の場合は真ん中に国旗、向かって左側に市旗、そして、右側に校旗ということになります。

あるとき、こうした旗の取り扱いについてのルールを調べてみまし

た。すると、国旗の掲揚は日の出から日没までとする、雨天の際には屋外に掲げない、国旗を濡らしたり地面に触れさせたりしてはならないことや、自分の国の国旗と外国の国旗を並べるとき、それらの旗竿を交差して掲揚するときのしかたなどの注意事項のほか、国によっては、こんな取り決めがありました。

- 1 国旗より大きな旗を同時に掲揚してはならない。
- 2 汚損した国旗を使用してはならない。
- 3 汚損した国旗を廃棄するときは他のものといっしょに処分するのではなく、それだけを焼却しなければならない。

そして、こうした明確な取り決めのない国でも、これらは常識として定着しているようです。わが国でも、「法例」という名前の法律に公序良俗に反しない慣習は法律に定められたものとして扱うということが定められています。

こんなルールで守られ、最高の地位を認められているのが国旗なのです。これを超えることができるのは国際連合旗だけなのです。こんなルールを知らないまま他国の国旗を粗末に扱ってははいけません。わが国でも、刑法第92条に、「外国ニ対シ侮辱を加フル目的ヲ以テ其国ノ国旗其他ノ国章ヲ損壊、除去又ハ汚穢シタル者ハ2年以下ノ懲役又ハ200円ノ罰金ニ処ス但外国政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス」と規定されています。

いろいろな団体が持っている旗はそのシンボルとして大切なものです。年の初めに旗びらきといった行事をする団体があります。この旗のもとに今年もがんばろうという決意を明確にする行事なのでしょう。たとえ自分の考えと相容れないところがあっても、互いに尊重し、大切に扱わなくてはならないのは当然のことです。それが互いの人格を尊重し合うことになるのです。